令和4年

乙訓消防組合第 1 回議会 会 議 録

令和4年3月28日

乙訓消防組合議会

乙訓消防組合議会令和4年第1回定例会会議録

目 次

○出席請	養員	••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		1
○欠席請	義員				1
○事務局	 司職員	員出席者			1
○説明の	りため	り出席した	_者		1
○議事日	1程				1
○開会					2
○日程	1	会議録署	暑名議員の	D指名	2
○日程	2	会期の決	宋定		2
○日程	3	管理者の	諸報告		3
○日程	4	監査報告	第1号	例月出納検査の結果報告について	6
○日程	5	議案第	1号	乙訓消防組合情報公開条例等の一部改正につ	
				いて	6
○日程	6	議案第	2号	乙訓消防組合消防職員の育児休業等に関する	
				条例の一部改正について	7
○日程	7	議案第	3 号	乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の	
				一部改正について	8
○日程	8	議案第	4号	令和 3 年度乙訓消防組合一般会計補正予算	
				(第2号) について	1 2
○日程	9	議案第	5 号	令和4年度乙訓消防組合一般会計予算について …	1 4
○閉会					2.2

令和4年3月28日(月)

会 議 録

乙訓消防組合議会令和4年第1回定例会 議事日程第1号

令和4年3月28日(月) 午前10時00分開議

○出席議員(8名)

向 日 市 米 重 健 男 議員 天 野 俊 宏 議員

福田正人議員

長岡京市 山本法政議員 福島和人議員

進藤裕之議員

大山崎町 北村吉史議員 渋谷 進議員

○欠席議員(1名)

長岡京市 上村 真 造 議員

○事務局職員出席者

石 川 啓 司 書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者(13名)

中小路 健 吾 管 理 者(長岡京市長) 安 田 守 副管理者(向日市長) Ш 光 副管理者(大山崎町長) 前 代表監査委員 小 林 賢 次 管 理 井 上 浩 会 計 者 中 尾 完 士 防 消 長 浅 田 太 本部次長兼総務課長 松 尚 隆司 本部次長兼警防課長 勢 向 日 消 防 署 長 能 忠希 髙 橋 義彦 長岡京消防署長 伯 英樹 大山崎消防署長 佐 出 正幸 本 部 予 防 課 長 上 竹 宏 本部救急課長

○議事日程

日程 1 会議録署名議員の指名

日程 2 会期の決定 日程 3 管理者の諸報告 監査報告第1号 例月出納検査の結果報告について 日程 4 日程 5 議案第 1号 乙訓消防組合情報公開条例等の一部改正について 日程 6 議案第 2号 乙訓消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一 部改正について 議案第 3号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の一部改正 日程 7 について 議案第 4号 日程 8 令和3年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第2号) について

○会議録署名議員

大山崎町 北村吉史議員

大 山 崎 町 渋 谷 進 議員

開会 午前9時58分

日程 9 議案第 5号 令和4年度乙訓消防組合一般会計予算について

○天野俊宏議長 皆さん、おはようございます。

定刻より少し早いですが、皆さんおそろいですので、始めたいと思います。

本日、上村議員から、欠席する旨の届け出がありましたので、お伝えします。

開会に先立ちまして、事務局から参考資料が席上に配付されておりますので、ご確認 のほど、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は8人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓消防組合議会令和4年第1回定例会を開会いたします。

日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北村吉史議員、渋谷 進議員を 指名いたします。

______ () _____

○天野俊宏議長 次に、日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期につきましては、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○天野俊宏議長 次に、日程3、管理者の諸報告であります。

中小路管理者。

〇中小路健吾管理者 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日、乙訓消防組合議会令和4年第1回定例会を招集させていただきましたところ、 議員各位におかれましては、何かとご多用の中をご参集いただきまして、誠にありがと うございます。

管理者諸報告に入ります前に、まず、職員への期末勤勉手当の過少支給につきまして、 ご報告とお詫びを申し上げます。

既に一部、新聞でも報道されておりますけれども、平成18年6月の支給から令和3年12月支給分までの16年間、職務給が5級にあった職員に、過少支給が発生したことが判明いたしました。

過少支給の対象職員は109名で、複数年にわたって対象となっております職員もおりますので、延べ人数にしまして402名に及んでおります。

過少支給による不足額は1人当たり年間で7万円から10万円程度の不足額となっており、総額では3,460万円となっております。

このことから、乙訓消防組合としましては、構成市町の給与担当部課長で構成します 再発防止対策検討委員会を開催し、原因の究明及び再発防止対策についてのご意見を頂 載することといたしました。

その中で、まず1つ目に、平成18年度に公務員の給与構造の抜本的な見直しが行われた際に、給料表の係長級の級が6級から5級に変更されるとともに、5級の加算率が5%から10%に改正されましたが、給与システム内のマスターデータの加算率が変更されていなかったこと。

2つ目に、組織内での入力マニュアルがなかったということ。

そして、3つ目に、定期的な確認などのチェック機能の構築もなく、管理監督体制に 不備があったことなどの事実確認がなされるとともに、主たる要因としましては、デー タ入力やシステムの変更作業時のチェック不足。2つに、16年間にわたり放置される こととなった管理監督体制及び組織風土であると認定されたところであります。

そして、再発防止に向けまして、まず、人に仕事がついている体制というのを取り除いていくこと。具体的な項目を記載したマニュアルの作成が必要。経験値や人員不足が問題ではなく、ヒューマンエラーを防止するためには、担当間の情報共有やチェック体制の確立が必要。

平常時から機械任せではなく、常に疑問を持ち、場合によっては対象者の抽出を行い、 手計算でも確認することも必要。

マスターデータの定期的な確認。システム更新時のデータ移行には、必ず内容の確認 を実施すること等の助言をいただいたところであります。

そこで、改めて組織内で再発防止対策調整会議を開催し、チェック体制の構築、入力作業のマニュアル作成、担当間での情報共有、組織内での管理体制の検討の徹底を図るとともに、他業務においても、ヒューマンエラーに対する注意喚起を行い、さらに各種業務において、構成市町の協力を得ながら情報交換を積極的に行い、組織内の取り組みを行うよう進めてまいることとしたところであります。

なお、本件の過少支給対象者に対しましては、説明と謝罪をするとともに、関係法規を確認し、2年を遡ったところまでは支給する予定で、対象は24名、支給額で約265万円となります。

関係職員の処分につきましては、3月7日と22日に懲罰委員会を開催した上で、 3月25日付で、消防長及び次長兼総務課長を訓告、次長兼警防課長を文書による厳重 注意といたしました。

このたびは、関係者並びに住民の皆様の信頼を失う事案が発生したことにつきましては、深くお詫びを申し上げます。

このような事態を招きましたことを重く受け止め、今後再発防止対策を確実に取り組んでまいりたいと考えております。

大変申し訳ございませんでした。

それでは、管理者諸報告をさせていただきます。

まず初めに、昨年の11月から本年2月末までの4か月間の火災、救助、救急、その 他災害件数状況について、ご報告申し上げます。

この間の件数につきましては、お手元に配付させていただいてます資料のとおり、合計 2, 4 5 9 件の出場をいたしております。内訳では、火災件数 1 3 件、救助 2 5 件、その他災害 1 8 件、救急 2, 4 0 3 件に出場しております。

火災件数13件のうち、建物火災の主なものについて概要をご報告申し上げます。

去る1月24日未明に、長岡京市東和苑で発生いたしました建物火災では、木造2階建て住宅、延べ面積約85平方メートルから出火し、乙訓消防組合から消防車等8台、28名が出場し、消火、救護活動に当たりました。

この火災では、出火建物が部分焼し、出火建物内にいた家人の女性1名を救急搬送しましたが、死亡が確認されたところであります。

また、先の火災件数以外で、3月18日金曜日の午前2時前に、向日市物集女町で発生した共同住宅火災でも、住人1名がお亡くなりになられ、非常に痛ましい事案となりました。

乙訓消防組合としましては、人命救助を最優先に、被害を最小限に食い止める活動を 行い、乙訓地域の住民が安心して暮らしていけるよう最善を尽くす所存でございます。

次に、令和3年中の火災、救急等の件数の概要についてご報告申し上げます。

火災件数は29件で、前年と比べ3件増加し、損害額は1億3,155万5,000円で、前年と比べ1億333万2,000円増加いたしました。

火災の原因別の内訳は、放火及びその他がそれぞれ6件、ストーブ及び不明がそれぞれ3件、たばこ及び電気機器がそれぞれ2件、こんろ、配線器具、マッチ・ライター、たき火、溶接機・切断機、放火及び放火の疑いがそれぞれ1件でありました。

次に、救急件数は6,285件で、前年と比べ257件増加しました。

救急種別の内訳は、急病が3,983件で、全体の63.4%を占め、次いで一般負傷が1,088件、交通事故が529件となっており、入院を必要としない軽症と診断されたのが全搬送人員5,761人中2,845人で、全体の49.4%を占めております。なお、救助出場は67件、その他災害は34件となっております。

また、高速道路への出場状況につきましては、火災が3件、救助3件、救急10件で、計16回、延べ46隊165名の隊員が出場しております。

この内容は、令和3年消防統計として取りまとめ、先般関係各位にお配りさせていただいたところでございます。

次に、令和3年度更新の消防車両について、ご報告申し上げます。

今年度更新予定でありました大山崎消防署配置の司令車は11月初旬に、向日消防署配置の水槽付き消防ポンプ自動車は、3月9日に納車され、既に運用を開始しております。

今後におきましても、財政事情が大変厳しい中、計画的に消防車両等の充実整備に努め、信頼される力強い消防体制を確立し、住民生活のさらなる安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、火災予防の啓発につきまして、ご報告申し上げます。

昨年12月17日に、大阪市北区で発生しました雑居ビル火災を受けまして、12月20日から28日にかけ、火災建物と類似の階段が一つしか設置されていない雑居ビルに対しまして、緊急立ち入り検査を実施し、階段等の避難経路の確認や防火指導を行い、防火管理体制の徹底を図りました。

また、3月1日から7日まで、全国一斉に展開されました春季火災予防運動に合わせ、 車両による巡回広報、町内会への防火チラシの回覧、一般住宅への防火啓発チラシのポ スティングなどを通して、住民の方々の防火意識の高揚を図りました。

さらに、管内のホームセンターの協力によりまして、住宅用火災警報器の展示ブース を設置し、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理の推進に努めたところであ ります。

次に、向日消防署の解体工事につきまして、ご報告申し上げます。

向日消防署につきましては、昨年10月に新庁舎へ移転した後、旧庁舎の解体工事を 進めてまいりましたが、今年の2月24日に工事が終了いたしました。

その後、跡地の整地工事を3月末までに実施し、終了する予定であります。なお、今年度末で京都府との土地貸借契約が満了し、用地を返還する予定であります。

次に、京都府南部消防指令センター共同運用の検討について、ご報告申し上げます。

京都府南部地域におきまして、消防指令センター共同運用の検討を進めるため、去る令和3年11月10日、京都府が参画する形で、京都府南部消防指令センター共同運用検討会が立ち上がり、その下部組織であります総務部会と、通信指令部会で、現在検討を行っております。

令和4年度当初には、基本調査が開始され、8月頃には消防指令センター共同運用の さらに詳しい検討資料がそろう予定であります。

乙訓消防組合としましては、今後の検討会及び各部会におきまして、検討を行ってまいりますので、ご報告申し上げます。

最後に、4月1日付で行います人事異動について、ご報告申し上げます。

本年、3月31日をもって、管理職員4名を含む8名の消防職員が退職しますことから、今回の人事異動につきましては、消防事務体制のさらなる強化を図ることを基本方針とし、3月23日に異動内示を行いました。

その内容といたしましては、消防長人事をはじめ、署長等の昇任を含む、総勢 110名の異動内示をいたしました。

また、新規採用職員につきましては、5名を採用し、消防士としての基礎教育であります消防職員初任教育を受講するため、京都府立消防学校に入校させる予定であります。 以上、管理者諸報告とさせていただきます。

○天野俊宏議長 次に、日程4、監査報告第1号 例月出納検査の結果報告についてであります。

代表監査委員の報告を求めます。

小林代表監查委員。

○小林賢次代表監査委員 例月出納検査の結果報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和3年度一般会計の10月、 11月、12月及び1月分の例月出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定 により、その結果を報告いたします。

各月ごとに、関係諸帳簿、公金受払報告書、その他裏づけとなります証票書類及び金融機関残高証明書等を照合するなど、検査いたしました結果、計数に誤りもなく、出納及び現金の保管等、適正に処理されていたことを確認いたしました。

なお、検査の対象、時期、概要及び結果につきましては、お手元にお配りしております報告書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○天野俊宏議長 以上で例月出納検査の結果報告を終わります。

○天野俊宏議長 次に、日程 5、議案第 1 号 乙訓消防組合情報公開条例等の一部改正に ついてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

〇中小路健吾管理者 それでは、日程 5、議案第 1 号 乙訓消防組合情報公開条例等の一 部改正について、ご説明申し上げます。

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、情報公開制度及び個人情報保護制度を適正に運用するための規定の整備を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案するものであります。

改正の内容といたしましては、令和3年9月1日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、行政機関、独立行政法人等に関する規定が改正されたことに伴い、乙訓消防組合情報公開条例及び乙訓消防組合個人情報保護条例の中で、法律の条文名を引用している部分があることから、改正を行うものであります。また、一部文言の表現についても、整合性を図り同じく改正を行うものです。

本改正により、公開情報の範囲に大きな変更が生じるものではありません。なお、この条例は公布の日から施行するものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○天野俊宏議長 ただいま、管理者から提案理由の説明がありましたが、本件について質 疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入りますが、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

では、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第1号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

挙手全員でございます。

よって、議案第1号 乙訓消防組合情報公開条例等の一部改正については、原案どおり可決されました。

○天野俊宏議長 次に、日程 6、議案第 2 号 乙訓消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

____ _ _ _ _ ___

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

〇中小路健吾管理者 それでは、日程 6、議案第 2 号 乙訓消防組合消防職員の育児休業 等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、

非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項につきまして、令和 4年4月1日から施行予定とされておりますことから、地方公務員におきましても、非 常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件について、同様の緩和措置をとる必要があ ることから、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止し、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、採用当初からこれらの休業や休暇等を取得できるように緩和するものであります。

さらに、育児休業については、取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を規定する ものです。なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○天野俊宏議長 ただいま、管理者から提案理由の説明がありましたが、本件について質 疑を行います。

質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入りますが、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

では、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第2号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

挙手全員でございます。

よって、議案第2号 乙訓消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○天野俊宏議長 次に、日程7、議案第3号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例 の一部改正についてを議題といたします。

----- O ----

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

〇中小路健吾管理者 それでは、日程7、議案第3号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の人事院勧告や、構成団体、他の一部事務組合の給 与制度を鑑みた給与条例の改定に伴い、条例を改正するものであります。

改正内容といたしましては、一般職員及び管理職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を、0.15月分引き下げ4.3月とし、再任用職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引き下げ、2.25月とするものであります。

また、令和3年8月10日の人事院勧告に基づく法改正が、令和3年の支給日に間に合わなかったことに関し、実施する特例措置として、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の支給月数により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15、同月1日現在に管理職員である者にあっては107.5分の15、同再任用職員である者は72.5分の10を乗じて得た額を減じます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○天野俊宏議長 ただいま、管理者から提案理由の説明がありましたが、本件について質 疑を行います。

質疑、ございませんか。

渋谷議員。

- ○渋谷 進議員 要するに給与の値下げというのは、10年ぶりぐらいの値下げなので、 職員さんにとってはマイナスになると思うんだけども、要するに職員さんの合意といい ますか、それはどのようにとっておられるのか、それに関してお聞きかせいただきたい と思います。
- **〇天野俊宏議長** 浅田本部次長兼総務課長。
- **○浅田 太本部次長兼総務課長** ただいまの質問ですが、職員の管理職、本部課長以上の職員が集まりまして、幹部会議を実施しております。その幹部会議は、乙訓消防組合では最高意思決定機関として設置されております。

その幹部会議の中で、職員周知に向けての各所属長への説明と周知を行い、各所属長から各所属職員に対して説明、周知をしているところでございます。

- 〇天野俊宏議長 渋谷議員。
- ○渋谷 進議員 普通の行政とか民間であれば、組合があって、組合とその給与関係に関しては話し合いをして、合意をして、それ実際ゴーになるというとこなんだけれども、今のお話では、どこまで一般の、一番下の職員さんにまで、そこのところの意見と言うか、合意というか、とれているのかというのは、ちょっと、今のご説明では分かりにくかったんだけども、そこのとこも、きちんと対応しておられるということやと思うんですけれど、それ、どのように対応しておられるのか、もう少し詳しくお願いします。
- **○天野俊宏議長** 浅田本部次長兼総務課長。
- **○浅田 太本部次長兼総務課長** 幹部会議で説明の後、職員の方から給与担当課であります総務課に対しての質問等、ございませんので、ある一定の理解は、職員にはしていただいているかと思います。
- ○天野俊宏議長 ほかに、質疑ございませんか。 山本議員。
- **〇山本法政議員** 今の人事院勧告についてなんですけども、そもそも公務員は労働基本権

が制約されているという中で、団体交渉で勤務条件を決定するということができないもとで、このような人勧の決定というのは、ちょっと認め難い部分があるのかなというふうに思っております。

今回、この2年余りの間の、この新型コロナウイルスの感染拡大が、公務にもすごく 大きな影響を及ぼす中で、職員の方が日々全力で職務を全うされております。

厳しい勤務環境のもとで、真摯に業務に取り組んでおられる職員各位に対しての、給 与引き下げを行わないように、こちらからは要望いたします。

ただし、職員の皆さんのご理解を得ているということで、今回は賛成といたしますが、 引き下げについては行わないよう、こちらとしては要望させていただきます。

- ○天野俊宏議長 ほかに、質疑ございませんか。 山本議員。
- **〇山本法政議員** 続きまして、ちょっと質問なんですけども、この令和3年度のコロナ禍での対応というか、感染者職員の方というのは、おられたのでしょうか。
- 〇天野俊宏議長 浅田本部次長兼総務課長。
- ○浅田 太本部次長兼総務課長 職員の中で、感染者は出ております。
- 〇山本法政議員 何名、おられますか。
- 〇天野俊宏議長 浅田本部次長兼総務課長。
- ○浅田 太本部次長兼総務課長 今、確定値がございませんが、10名ほど把握しております。
- 〇天野俊宏議長 山本議員。
- **〇山本法政議員** ありがとうございます。その感染された職員が、出た場合の、その勤務 の体制というのは、業務体制というのはどういうふうにされていますか。
- 〇天野俊宏議長 中尾消防長。
- **〇中尾完士消防長** 先に感染者10名程度というお答えをさせていただきましたが、業務 に関しましての罹患者というのはゼロとご認識をいただけたらなと。

ご家庭で、どうしてもご家族が罹患されて、ご家庭内で職員がうつるということが 10名程度というふうに、まずお答えをさせていただきます。

感染者が、どうしても出勤が、止めるという形になりましたので、そちらの方は各消防署で勤務体制を見直していただいて、それでその日その日の最低人員を確保した状態で、ときには休みを返上してる職員もいたかとは思いますけども、それで現状は業務を遂行させていただいたというところでございます。

- 〇天野俊宏議長 山本議員。
- **〇山本法政議員** その休みを返上された分というのは、また違う日に、変える措置というか、返上された分というのはどうされたのでしょうか。
- 〇天野俊宏議長 中尾消防長。
- **〇中尾完士消防長** そちらの方は、各消防署の方が対応しましたので、署長の方でそれぞ

れの対応をお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇天野俊宏議長 能勢向日消防署長。
- ○能勢忠希向日消防署長 向日消防署におきましては、約3名から4名程度の陽性者が出ましたが、その都度、当務人員、最低確保人員が欠員にならないように、先ほどの話のように、休暇の返上、その場合は有給休暇でございますので、人員に余裕のある日に取得をしたという状況です。
- **○天野俊宏議長** 髙橋長岡京消防署長。
- ○髙橋義彦長岡京消防署長 長岡京消防署におきましても、5名程度、罹患者が出ておったと。休暇の返上といいますのは、先ほど、向日署長も言いましたとおり、有給休暇ですので、有給休暇については一旦返上していただいて、自分の取れるときにまた取っていただくということで、年間の勤務時間については、計算して間違いのないようにしておりますので、そこをご理解いただきますようよろしくお願いします。
- 〇天野俊宏議長 佐伯英樹大山崎消防署長。
- ○佐伯英樹大山崎消防署長 大山崎消防署につきましても、勤務体制につきましては、休暇の方は同じような形になっておりますが、救急隊の方で数名出たときには、救急救命士の運用がありましたので、それに関しましては当務をまたぐ勤務調整という形で時間調整をさせてもらいながら対応させていただきました。
- **○天野俊宏議長** 松岡本部次長兼警防課長。
- ○松岡隆司本部次長兼警防課長 警防課におきましては、1名職員の罹患者が出ております。指令室については、配置人員が少ないということもございまして、勤務体制を一部変更して凌いでいくといくような状況でございます。

休暇につきましては、他の署所と同様、取れる日に取得、後日しております。

- ○山本法政議員 ありがとうございます。
- **○天野俊宏議長** よろしいですか。

渋谷議員。

- ○渋谷 進議員 ちらっと聞いたんだけども、コロナの罹患者、罹患される職員さんが出たことによって、職員が、休暇体制が、3交代が2交代にせなあかんかったみたいな話をちらっと聞いたんですけども、その辺の話は、ちょっと、今後のこともありますからね、教えていただきたいなと思います。
- **〇天野俊宏議長** 中尾消防長。
- ○中尾完士消防長 このたびは、ただいまご回答させていただいたとおり、各署での対応で何とか凌がせていただいたところでございますが、今後、報道等でも言われている第7波、第8波と、そういうふうなことが起こる、起こり得る可能性もございますので、最悪の場合は、今、3部制という勤務体制を敷いておりますが、誠に職員の中で罹患者が増えた場合は、2部制という形も視野には入れて業務を遂行しているところでございます。

- 〇天野俊宏議長 渋谷議員。
- ○渋谷 進議員 そうなると、職員さんに実質の負担がかかり、出てこられる職員さんの 負担がかなり増えると思うんだけども、その辺のケアといいますか、も含めた、もちろ ん災害時みたいな、非常時ですから、それはそれで乗り切っていかなしようがないと思 うんです。その後のケアも含めて、ちょっと考えていただきたいということを要望して おきます。
- ○天野俊宏議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入りますが、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第3号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

挙手全員でございます。

よって、議案第3号 乙訓消防組合消防職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○天野俊宏議長 次に、日程8、議案第4号 令和3年度乙訓消防組合一般会計補正予算 (第2号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

〇中小路健吾管理者 日程8、議案第4号 令和3年度乙訓消防組合一般会計補正予算 (第2号) につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、年度末の補正といたしまして、執行済みの残額等を精査の上、調製するものであります。

内容といたしましては、既定の歳入歳出予算総額を、それぞれ9,158万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ22億4,188万2,000円とするものであります。

それでは、6ページ歳出からご説明申し上げます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費では、費用弁償、速記委託料及び車両借上料の不用額を整理し、款1議会費で合計48万3,000円を減額するものであります。

次に、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費では、旅費、印刷製本費、手数料、委託料 5 件分、借上料及び負担金の不用額を整理し、また 7 ページに続きまして、目 7 向日消防署庁舎整備費では、向日消防署解体工事監理業務委託料、向日消防署解体工事請負費及び庁用備品の不用額を整理し、款 2 総務費で、合計 5,744万

5,000円を減額するものであります。

款3消防費、項1消防費、目1常備消防費では、節2給料及び節3職員手当等の不用額を整理するとともに、共済組合負担金、医師等謝礼、旅費、手数料、8ページにまたがります委託料3件分、施設使用料、庁用備品及び負担金の不用額を整理し、款3消防費で、合計3,170万3,000円を減額するものであります。

次に、款4公債費、項1公債費、目2利子では、一時借入金利子及び組合債利子の不用額を整理し、195万2,000円を減額するものであります。

次に、5ページに戻りまして、歳入についてご説明申し上げます。

款1分担金及び負担金では、歳出における減額等に伴い、構成市町からの分担金を 4,208万3,000円減額しております。

次に、款7組合債では、向日消防署解体工事請負費の契約額の確定に伴いまして、消防施設整備事業債5,130万円を減額するものであります。

次に、款9府支出金では、きょうと地域連携交付金の交付内定に伴い、新たに款を設け、180万円を計上するものであります。

以上が歳入予算の概要であります。

次に、3ページの第2表地方債補正につきましては、消防施設整備事業債の補正後の 限度額等を定めております。

以上、令和3年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第2号)についての説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○天野俊宏議長 ただいま、管理者から提案理由の説明がありましたが、本件について質 疑を行います。

質疑、ございませんか。

渋谷議員。

○渋谷 進議員 1点だけ、7ページの向日消防署の解体工事の費用及び管理業務、合わせて5,300万ほど減額になるということが、財源的にはありがたい話なんだけども、一方で、大丈夫かなと。

アスベストの問題とかいうような、多分、解体工事に関しては心配されますので、その辺、大丈夫だったのかなと。なぜこれだけの減額が出たのかという、ちょっと簡単な説明をよろしくお願いします。

- **○天野俊宏議長** 浅田本部次長兼総務課長。
- **○浅田 太本部次長兼総務課長** 向日消防署旧庁舎の解体につきましては、制限付一般競争入札をもって業者を選定いたしました。

その業者が、入札価格が低かったということが主な原因になります。

また、アスベスト等の解体に伴う後の処理ですが、マニフェスト等の提出も既に終わっており、検査も乙訓消防組合の中で検査をして、結果が大丈夫であったということを確認しております。

○天野俊宏議長 ほかに質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入りますが、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

では、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第4号について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

挙手全員でございます。

よって、議案第4号 令和3年度乙訓消防組合一般会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

○天野俊宏議長 次に、日程9、議案第5号 令和4年度乙訓消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中小路管理者。

〇中小路健吾管理者 それでは、日程9、議案第5号 令和4年度乙訓消防組合一般会計 予算につきまして、ご説明申し上げます。

我が国の景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症に よる厳しい状況が残る中、一部に弱さが見られます。

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種 政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。

ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があり、また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

構成市町におきましては、税収の大幅な増加が見込めない状況の中で、公共施設やインフラの更新整備、少子高齢化の中、増え続ける社会保障費への対応等、今後においても依然として厳しい財政運営となることが見込まれます。

こうした状況を踏まえ、乙訓消防組合の令和4年度予算編成におきましては、厳しい 財政状況を全職員が認識し、維持管理経費を含めた経常経費の節減、合理化を図りなが ら、事務事業の計画的かつ効率的、合理的な推進と消防力の充実を図るため、長岡京消 防署東分署配置の消防ポンプ自動車の更新整備等、中長期的な予算編成を行ったところ であります。

令和4年度当初予算規模としましては、歳入歳出それぞれ20億4,235万2,000円で、前年度当初予算と比較しますと、2億9,829万8,000円、12.7%の減となっております。

なお、詳細につきましては、中尾消防長から説明いたしますので、ご審議賜りますよ よろしくお願い申し上げます。

- **〇天野俊宏議長** 中尾消防長。
- **〇中尾完士消防長** それでは、令和4年度乙訓消防組合一般会計予算の細部につきまして、 ご説明申し上げます。

まず、歳出から説明させていただきます。9ページをお開き願います。

款1議会費では、議員報酬9名分、議会開会に要する経費のほか、宿泊での行政視察を計画させていただいており、対前年度比で増減なしの174万6,000円でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、3,636万8,000円で、対前 年度比13.5%の増でございます。

主な内容として、10ページを御覧いただきまして、委託料では庁内ネットワーク機器など、保守委託料等16件分で、1,617万6,000円を計上いたしております。

1 2ページを御覧いただきまして、目 2 財産管理費は 4,260万2,000円で、対前年度比 0.6% の増でございます。

主な内容といたしまして、需要費では、消防本部及び消防署庁舎の光熱水費と施設維持のための修繕料、合わせて2,469万5,000円を計上し、13ページにまたがります委託料では、各署所の清掃委託料等19件分で、1,765万7,000円を計上いたしております。

目3基金費では、財政調整基金利子積立金として8,000円を計上いたしております。

向日消防署庁舎整備費については、向日消防署関連事業の完了に伴い、廃目しております。

次に、項2監査委員費では、委員3名に対する報酬等として31万9,000円を計上しております。

次に、14ページにまたがります款 3 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費は、 17 億 4 , 933 万 5 , 000 円で、対前年度比 2.3%の増でございます。

主な内容といたしまして、節 2 給料、節 3 職員手当など、節 4 共済費、節 5 災害補償費及び 1 5 ページにございます節 1 8 負担金補助及び交付金のうち、社会保険負担金を含めました職員人件費が、 1 6 億 1 , 4 1 9 万 4 , 0 0 0 円で、歳出全体の 7 9 . 0 %を占めております。

次に、14ページにお戻り願いまして、需要費では、はしご車のオーバーホール、消防車両の定期検査、一般修繕などの修繕料 5, 1 1 5 $\overline{5}$ $\overline{7}$, 0 0 0 円などで、合わせて 7, 6 8 8 $\overline{5}$ $\overline{5}$, 0 0 0 円を計上いたしております。

次に、15ページにまたがります役務費では、一般電話料金、車両端末基本料、通信料等の通信運搬費等で、合わせて1,207万5,000円を計上しております。

委託料では、通信指令装置保守委託料など5件分で2,630万5,000円、16ページにまたがります負担金補助及び交付金では、消防学校などの研修参加負担金等で1,600万6,000円を計上しております。

目2消防施設費では、5,013万7,000円で、主な内容といたしまして、備品購入費では、長岡京消防署東分署の消防ポンプ自動車及び向日消防署の司令車の購入などを計上いたしております。

負担金補助及び交付金では、消防指令センター共同運用基本調査負担金139万3,000円を計上しております。

款 4 公債費は、1億5,883万7,000円で、対前年度比6.7%の減となっております。

次に、17ページを御覧いただきまして、款5予備費は300万円を計上しております。

以上、歳出予算の説明とさせていただきます。

次に、7ページにお戻りいただきまして、歳入について説明させていただきます。

款1分担金及び負担金では、構成市町からの分担金として、19億8,108万円で、 対前年度比0.7%の減となっております。

なお、特別分担金につきましては、京都府市町村職員退職手当組合の赤字対策特別分担金でございます。

次に、款2使用料及び手数料では、危険物関係等事務手数料などで170万3,000円、款3財産収入では、財政調整基金利子8,000円、款4繰入金では、財政調整基金繰入金1,000万円、款5繰越金では、前年度繰越金300万円を計上いたしております。

8ページを御覧いただきまして、款6諸収入、項1預金利子では、歳計外現金及び歳計現金の預金利子で2,000円、項2雑入では、高速道路救急支弁金等で245万9,000円を計上しております。

款7組合債では、消防車両整備事業債として4,410万円を計上しております。

次に、4ページにお戻り願いまして、第2表地方債につきましては、限度額・利率などを定めております。

最後に、議案かがみの第3条で、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めて おります。

以上、令和4年度乙訓消防組合一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしく ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○天野俊宏議長 ただいま、管理者及び消防長から提案理由の説明がありましたが、本件 について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〇天野俊宏議長 米重議員。

- **〇米重健男議員** 予算審査資料でいただいております、救急安心センターきょうとへの相談件数についてなんですけれども、これは、救急車が必要になった件数、相談件数のうち出動に至ったのは何件ですか。
- 〇天野俊宏議長 竹上 宏本部救急課長。
- **〇竹上本部救急課長** ただいまの質問につきまして、お答えさせていただきます。

資料についております、安心センターきょうとへの相談件数及び内容の類型並びに出場となった件数につきましては、あくまでもこの救急車が必要になったという中の部分ですけれども、あくまでも相談員が救急車が必要と判断して、回答したものであって、救急車が出場した件数というのは、こちらの方では分からないのが現状であります。

- 〇天野俊宏議長 米重議員。
- ○米重健男議員 そうしますと、ここに相談を、行かれて、その救急車必要という判断がなされても、ここから出動要請というのがかかるわけではないということ、必要ですという答えを電話でいただいた方が、もう個人的に救急車を要請されるような仕組みになっているということですか。
- **〇天野俊宏議長** 竹上 宏本部救急課長。
- **〇竹上本部救急課長** そのとおりでございます。
- 〇天野俊宏議長 米重議員。
- **〇米重健男議員** それですと、これは、数字は来るけれども、かけてこられた方がここに 相談されたかどうかというのは、こちらでは分からないということですか。
- 〇天野俊宏議長 竹上 宏本部救急課長。
- **〇竹上本部救急課長** 通報の段階では、そこまで聴取はしておりません。
- **○天野俊宏議長** よろしいですか。

ほか、ございませんか。

福田議員。

○福田正人議員 まん延防止等重点措置が解除になりまして、しばらくたっているわけで でありますけども、またちょっと昨日、今日、一昨日ぐらいで、また増加の傾向がちょ っと、本市だけかもしれませんが、見られています。

いろんな専門家の方々のご意見を聞くと、BA1と言われている現状のオミクロン株に、この3月、4月で、いわゆる花見、それから卒業、入学、こういう形で人の出入りが激しくなることによって、再び増加するということを心配されてる学者の先生方がたくさんおられるわけでありますけども、もうこれ、3月、4月になったら、もういっときすぐに夏場がやってきます。

22年度も、恐らく夏場は、救急隊員の皆様は相当やっぱり困難な、いわゆる暑い中、 そのいわゆる防御のそういう服装をしてですね、対応される、大変だろうなということ を思って、本当にご苦労やなと思うんですけども、この予算の中にですね、夏場の感染 の、いわゆる救急隊の皆様の、いわゆる装備、これ、特に何かこういうことを今回は考 えてますということ、ございますでしょうか。

- 〇天野俊宏議長 竹上 宏本部救急課長。
- **〇竹上本部救急課長** 感染対策につきましては、感染防止着のセパレートタイプといいまして、使い捨てのディスポタイプを使っております。これは、比較的感染対策には非常に効果であって、通気性もあるものでございます。

もともと強いものを使ってたんですけども、それをちょっと薄い目のものにしまして、 ディスポタイプを使用して、コロナ対応にも備えているところでございます。

- 〇天野俊宏議長 福田議員。
- ○福田正人議員 もう1点、これはちょっと根本的な課題かなとも思ったりはするわけですけども、コロナ禍の中で、医療関係従事者、看護師さんであるとか、先生方、これはもう国の方からの様々な、いわゆる支援策があって、いわゆるこういう対応について、簡単に言うとお金が出てるわけですけども、救急隊をされている消防職員の方も、少しは出てるんかもしれませんけども、簡単に言うとですよ、医療関係従事者と比べて、いわゆる消防署等の、まあいわゆる緊急対応されている隊員の皆様の処遇が、差があるんではないかなということを、ちょっと思っているわけですけども、ご感想、お聞かせいただければと思います。
- 〇天野俊宏議長 中尾消防長。
- **〇中尾完士消防長** ただいまの福田議員のご質問にご回答させていただきます。

おっしゃるとおり、医療従事者、特に病院の医師等につきましては、私ども、どの程度の補助といいますか、そういったことがなされているのかというのは、把握はいたしてはおりませんけども、消防といたしましては、総務省を中心に全国的にこの感染症に対応しておるわけで、そこで補償という点では、国の方から、先ほどの質疑でありましたように、感染防御に関する資機材の提供というのを受けておるところでございます。

ただ、実際に手当という点に関しましては、当然、その事案、事案で時間外が発生するような事案であれば、手当はつけておりますけども、そのコロナ関連で、特別なというところは、一応特殊な手当というのが、つけさせていただくところもございます。金額の方は、一律で3,000円ということでございます。

- 〇天野俊宏議長 福田議員。
- ○福田正人議員 まあなかなか一般庶民の目には映らないというか、報道等でも病院等の対応は出ますけども、救急隊の皆様のそういう、非常に頑張っておられる、その姿勢と言うんですか、行動が、余りにも報道等では、余り表になりません。

やっぱり、皆様の本当に、今回の人事異動もそうですけども、いわゆる今後、第7波、第8波というお話ありましたけども、そういったものが今度増加してくるであろうという中で、いわゆる令和3年度の経験を生かして、こういう形でしっかり体制を整えていこうという形だと思います。

そういう中で、本当に現場救急、対応されてる方の、いわゆる簡単に言えばストレス

の解消、さらに言えば、いわゆるチーム力、団結力というものを、しっかり発揮をして いただいて、ぜひともこの第7波、もしくは第8波に対しても、万全に動いていただき たいなと、これは要望で、よろしくお願いしたいと思います。

- ○天野俊宏議長 ほか、ございませんか。
 米重議員。
- ○米重健男議員 救急搬送についてなんですけれども、議員調査資料の方、令和3年中の実態について、いただいてますけれども、最長110分という形です。令和3年中ですが、コロナでの救急搬送への影響というのが、どの程度のものであるのかの確認、教えていただけますでしょうか。
- 〇天野俊宏議長 竹上 宏本部救急課長。
- ○竹上本部救急課長 新型コロナ感染症、陽性患者の搬送についてにつきましては、参考ですが、令和2年中につきましては、陽性患者の移送、搬送件数については15件でした。令和3年につきましては、77件の搬送件数となっております。
- 〇天野俊宏議長 米重議員。
- ○米重健男議員 令和3年の分ですけれども、その77件のうち、覚知から到着までという、通常では乗せられておりますけれども、コロナの場合ですと、どれぐらいになるのでしょうか。
- **○天野俊宏議長** 竹上 宏本部救急課長。
- ○竹上本部救急課長 時間的なことを申しますと、やはり出場に対する影響としましては、 感染対策をすることで、若干、現場到着の時間が遅れたかと思っております。これは 5分、10分とかでなくて、数十秒単位の間だと思います。

また、新型コロナ感染症で、陽性者の搬送につきましては、病院選定、こちらは保健 所の対応でございまして、そちらにちょっと時間を要したこともございました。

- 〇天野俊宏議長 米重議員。
- ○米重健男議員 今、病院の方もなかなか受け入れのところが困難であるという状況もあって、非常に大変な状況になっておると思いますけれども、4年度、引き続きまだ続いておりますので、またぜひよろしくお願いしていきたいと思います。
- ○天野俊宏議長 ほか、ございませんか。
 米重議員。
- ○米重健男議員 住宅用火災警報器の設置状況についてなんですけれども、結構、今年度も住宅火災で亡くなられた方も出ておられますが、京都府の平均と比較して、少し、若干、乙訓の地域は低いわけですけれども、これは、なかなか向上に至らない理由というのが何か、考えておられましたら、教えていただければと思います。
- **〇天野俊宏議長** 岡本部予防課長。
- ○岡 正幸本部予防課長 予防課といたしましては、やはり全戸設置に向けて啓発活動しておるところでございますけれども、住宅用火災警報器の設置状況の調査におきまして、

設置をされていない方につきまして、どのような状況で、理由でつけておられないのか、 というところで、やはりまだまだ設置の義務を知らなかったという回答が多くございま す。

また、その次には、取り付けの設置が面倒とか、困難というご意見もいただいております。まず、設置の困難、面倒というところにおきましては、高齢者世帯等につきましては、乙訓消防予防課が担当いたしまして、取り付けの支援をしているところでございます。

また、設置の義務化につきましては、今回、春の火災予防運動の週間中にも実施して おりますが、ホームセンター等々、協力いたしまして、啓発活動を進めているところで ございます。

また、ホームページ、それから地域FM等を利用しまして、もっともっと啓発活動に 努めてまいりたいと思っております。

○天野俊宏議長 ほか、ございませんか。

米重議員。

○米重健男議員 一番最初の管理者報告でありました、給与の、期末手当の過少支給の件でございますけれども、これについては、もう法律で遡れる救済権としては2年分ということでお聞きしているのですが、何らかの形で、本当にこのコロナの中で、大変な思いをされてる中で、なかなかお気づきになられなかったという点もあるのかもしれないですけれども、やはり払われるべきものが払われていなかったということで、やっぱり我々議会や行政としても、責任があると思うんです。

こういった点について、何らかの対策というのは打てないものなのでしょうか。

- 〇天野俊宏議長 中小路管理者。
- ○中小路健吾管理者 今回、過少ということで、非常に長きにわたる部分がございます。 やはり我々としては何とかできないだろうかという方策を、当然様々に検討してきたわけでありますけれども、これ、消防だけではなくて、我々市町の方も、また京都府等ともいろんな方策について検討してきましたが、やはり法律に基づきながら、法令に基づきながらしかできないということで、2年間の、遡るしかできないという点については、じくじたる思いございますけれども、やはり我々としては、法にのっとりながらやらざるを得ないということで、職員の皆さん方にはご理解を賜るということでお願いをさせていただきたいと思っております。
- **○天野俊宏議長** ほか、ございませんか。

山本議員。

〇山本法政議員 今の米重議員の意見につながるというか、追随するんですけども、やっぱり何か、給料という形では、もちろん法律ですよね、労基法ですかね、115条に、もう時効になってるということを伺いまして、法律では無理で、改正されたのが2年前なので、遡るのも2年分ということも伺いました。

法律上は基本的にはもう無理というのは、もちろん分かる、ですけど、何かほかの、 やっぱり名目というか、何か被害救済という形で、何か、やっぱり被害に遭われたとい うか、払われるべきものが支払われていないということで、この救済措置というのは、 やっぱり無理なのでしょうか。

- **○天野俊宏議長** 中小路管理者。
- **〇中小路健吾管理者** これは、先ほど申し上げましたように、やはり法にのっとりながら、 我々としては対処するしかございませんので、難しいということにつきましては、ご理 解をいただきたいと思います。
- 〇天野俊宏議長 福田議員。
- **○福田正人議員** ちょっと違う角度になりますけども、大阪でクリニックが放火をされて、 多くの方が亡くなったという事件がありました。

実は、これは、市民の方々からお声を聞くんですが、向日市でも、昨日、一昨日でしたか、ある女性の方が階段から転げ落ちられて頭を打って亡くなられるという事案がありました。

その前にも、市営団地にお住まいの方が、階段を踏み外して大腿骨骨折で、もう寝た きりという、こういう状況がありました。

これは、消防というよりも自治体なのかなと思ったりしてるわけですけども、緊急事態、火災等で避難が必要だと。例えば夜で、もう全然明かりがない、煙が充満してる、階段を降りないかんというときに、この二市一町一緒だと思いますが、民間のマンション、4、5階建てぐらいで、エレベーターがないようなところで、手すりがないマンションが結構あります。

この手すりがないことによって、高齢の方が、災害発生で緊急避難というときに、降りられないという、こういうことが市民の方から、ちょっと大きい要望、寄せられてるんですけども、これは、消防の対応、いかがでしょうか。ちょっと違うのかもしれませんが。

- **○天野俊宏議長** 中尾消防長。
- **〇中尾完士消防長** ただいまのご質問にご回答させていただきます。

民間のマンション等ですと、やはりそのマンションにお住まいの住民の方が運営される管理団体、そちらの方で、やはり手すりの装着とか、そういったことをご検討いただくというのが、一般的かなと。

公共施設でしたら、また別の話にはなるかと思いますけども、私ども乙訓消防組合としては、法にのっとった範囲で、これを設置しなさいというところは、ほかにはございますけども、今のところ、既存のマンションに手すりを設置しなさいというような指導というのが、なかなか、私自身も聞いたことはないんですけども、できないというふうにご理解をいただけたらと思います。

○天野俊宏議長 ほか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑もないようですので、質疑を終わり討論に入りますが、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

議案第5号について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

挙手全員でございます。

よって、議案第5号 令和4年度乙訓消防組合一般会計予算については、原案どおり 可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際でありますので、何かほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、皆さんご意見もないようですので、ここで中小路管理者から発言の申し出 がありますので、この際、これを許可します。

中小路管理者。

〇中小路健吾管理者 貴重なお時間を頂戴いたしまして、ご報告を申し上げます。

本年3月31日付をもって、議会に出席しております中尾消防長、能勢向日消防署長の2名が、議員の皆様の温かいご指導、ご協力のもと無事職務を全うし、3月末日をもちまして定年退職を迎えることとなりましたので、ご紹介させていただきます。

大変お世話になりまして、ありがとうございました。

○天野俊宏議長 ただいま、管理者から、中尾消防長、能勢向日消防署長の退職について ご紹介をいただきました。

退職されます方におかれましては、長きにわたりご労苦をいただきまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。議会を代表してお礼を申し上げます。これをもちまして、乙訓消防組合議会令和4年第1回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時12分

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓消防組合議長 天 野 俊 宏

乙訓消防組合議員 北村吉史

乙訓消防組合議員 渋 谷 進